

電気通信大学キャリア支援センター規程

制定 令和4年6月20日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）に設置するキャリア支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、学生に対し、入学年次から学びに対する目的意識を育むキャリア教育を行うことにより、社会や職業への関心を高め、修学と社会とのつながりを理解させるとともに、就職年次には学生にとって有益な就職の実現に向けた就職支援を実施し、学生生活の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(部門)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに、次の部門を置く。

- (1) 就職支援部門
- (2) キャリア教育部門

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 就職支援部門長
- (3) キャリア教育部門長
- (4) コーディネーター
- (5) キャリアカウンセラー
- (6) 就職支援スタッフ

2 センターに、教授、准教授、講師又は助教（以下「センター専任教員」という。）を置くことができる。

3 センターに、本学の教授、准教授又は助教のうちから、コーディネーター若しくはキャリアカウンセラー又はセンター専任教員と同等の業務又は教育研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。

4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

5 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうち

からセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(部門長)

第7条 就職支援部門長及びキャリア教育部門長は、センター長の推薦により、学長が任命する。

- 2 就職支援部門長及びキャリア教育部門長は、それぞれ各部門の業務を掌理する。

(専任教員等)

第8条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。

(コーディネーター)

第9条 コーディネーターは、次に掲げるいずれかに関する専門的知識を有する者とし、センター長の推薦により、学長が任命し、又は委嘱する。

- (1) キャリア教育
- (2) インターンシップの推進

- 2 コーディネーターには、第4条第4項の規定による特任教員又は客員教員を充てることができる。

(キャリアカウンセラー)

第10条 キャリアカウンセラーは、就職相談等に関する専門的知識を有する者とし、センター長の推薦により、学長が任命し、又は委嘱する。

(就職支援スタッフ)

第11条 就職支援スタッフは、学生の所属又は専攻分野に応じ、当該学生の就職支援に関する事務を担当する者とし、センター長が指名する本学の事務職員その他の職員をもって充てる。

(就職支援部門)

第12条 就職支援部門は、就職支援部門長及び部門員で構成する。

- 2 就職支援部門の部門員は、キャリアカウンセラー、就職支援スタッフその他センター長が必要と認める職員をもって充てる。
- 3 就職支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 就職支援に係る業務の企画及び立案に関すること。
 - (2) 就職支援に係る関連諸団体との連携に関すること。
 - (3) 就職相談に係る学生への指導及び助言に関すること。
 - (4) 就職支援に関する広報活動に関すること。
 - (5) 学生の就職に関する調査及び分析に関すること。
 - (6) その他就職支援に関すること。

- 4 前3項のほか、就職支援部門の業務に関し必要な事項は、センター長が定める。

(キャリア教育部門)

第13条 キャリア教育部門は、キャリア教育部門長及び部門員で構成する。

2 キャリア教育部門の部門員は、コーディネーターその他センター長が必要と認める職員をもって充てる。

3 キャリア教育部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育の実施に係る業務の企画・立案に関する事。
- (2) キャリア教育の実施に係る補助者の募集及び授業への参画に関する事。
- (3) インターンシップ先及び派遣される学生との連絡調整に関する事。
- (4) インターンシップ受け入れ企業等の開拓支援に関する事。
- (5) その他キャリア教育の実施に係る支援に関する事。

4 前3項のほか、キャリア教育部門の業務に関し必要な事項は、センター長が定める。
(運営会議)

第14条 センターに、次の各号に掲げる事項を審議するため、運営会議を置く。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事。
- (2) 本学におけるキャリア教育、インターンシップ推進及び就職支援の基本方針に関する事。
- (3) その他センターの円滑な運営を図るための重要事項に関する事。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 就職支援部門長
- (3) キャリア教育部門長
- (4) 大学院情報理工学研究科の各専攻(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。)から選出された者 各1人
- (5) 情報理工学域先端工学基礎課程から選出された者 1人
- (6) 共通教育部から選出された者 1人
- (7) 国際教育センターから選出された者 1人
- (8) 産学官連携センターから選出された者 1人
- (9) 学務部長
- (10) その他運営会議が必要と認めた者

3 センター専任教員(教授及び准教授に限る。)、兼務教員(教授に限る。)又は副センター長が置かれているときは、それぞれ運営会議の構成員に加えるものとする。

4 第2項第4号から第8号まで及び第10号に規定する者の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 運営会議の構成員に欠員が生じたときは、遅滞なくその欠員を補充するものとする。

6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

7 議長は、審議事項を定めて、会議を招集するものとする。

8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

9 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

10 学長が指名する理事及び副学長並びに全学教育・学生支援機構長は、運営会議に出席し、意見を述べることができる。

11 前項のほか、運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

12 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、運営会議が定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初のセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。